特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
4	別府市書	子ども・子育て支援に関する事務	基礎項目評価			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和6年8月13日

T 関連情報

L						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務					
	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務並びに子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定等の事務を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ③支給認定証に関する事務					
②事務の概要	④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号) 第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の届出に関する事務は、子育でワンストップサービスによるものを含む。)					
	⑤職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦施設等利用給付認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請 に対する応答に関する事務 ⑧子ども・子育て支援法第30条の5第7項の規定により教育・保育給付認定保護者が受けたものとみな					
	される施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ⑨子ども・子育て支援法第30条の7若しくは子ども・子育て支援法施行規則第28条の12第1項の届出 の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑩職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ⑪施設等利用給付認定の取消しに関する事務 ⑫地域子ども・子育て支援事業に関する事務					
③システムの名称	子ども子育て支援システム、ぴったりサービス 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
子ども・子育て支援ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表127の項					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号)第2条の表155の項 【情報提供】 行わない					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	こども部 子育て支援課					
②所属長の役職名	子育て支援課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1251 mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp					

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

こども部 子育て支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL 0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[(選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 			1万人未満)万人未満	
いつ時点の計数か			12年8月1日 時点				
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		12年8月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	i書の種類					
[基礎	項目評価	書]		1) 2)	(選択肢>) 基礎項目評価書) 基礎項目評価書) 基礎項目評価書	及び重め	点項目評価書 項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	Oいては、それぞれ	重点項目評价	画書又は全項目	評価書において、	リスク対	策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシス	テムを通じた	と入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	〔選択肢>)特に力を入れてし)十分である)課題が残されてし		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れてい) 十分である) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	(選択肢>)特に力を入れてし)十分である)課題が残されてし		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[] 3	を託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	〔選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	ークシステムを				是供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	1) 2)	〔選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続				[〇]推	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2) 3)	〔選択肢> ○ 特に力を入れてし ○ 十分である ○ 課題が残されてし	いる いる	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	(1) 2)	(選択肢>) 特に力を入れてし) 十分である) 課題が残されてし	ハる	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 2)	〔選択肢> ○ 特に力を入れてし ○ 十分である ○ 課題が残されてし		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外	部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 2)	(選択肢>)特に力を入れて行うでいる十分に行っている	5	ি

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	に基づき、子どものための教育・保育給付に係る支給認定、教育・保育施設の利用のあっせん及び要請並びに利用者負担額の決定等の事務を行う。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務②支給認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に外する応答に関する事務(支給認定申請(新規)の受理に関する事務(支給認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。)③支給認定証に関する事務④子だも・子法法施行規則(平成26年内閣の定理、その届出に外る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	①子ども・子育て支援法第16条の資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付認定申請(新規・変更)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (教育・保育給付認定申請(新規)の受理に関する事務は、子育てワンストップサービスによるものを含む。) ③支給認定証に関する事務 ④子ども・子育て支援法第22条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第15条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計 数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年3月12日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計 数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務③システムの名称	子ども・子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	子ども子育て支援システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー 大分県電子申請システム	事後	再実施
令和3年3月12日		福祉保健部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事 務に限る。)	福祉共生部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に 限る。)	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉保健部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事 務に限る。)	福祉共生部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に 限る。)	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第2の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26内閣府総務省令第7号)第59条の2の2 【情報提供】 行わない	【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第2の116の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26内閣府総務省令第7号)第59条の2の2 【情報提供】 行わない	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(番号法の一部改 正)
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署①部署	福祉共生部 子育て支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事 務に限る。)	市民福祉部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に 限る。)	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(機構改革に伴う部 名変更)
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ 連絡先	福祉共生部 子育で支援課 教育委員会 学校教育課(公立幼稚園に係る事 務に限る。)	市民福祉部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に 限る。)	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(機構改革に伴う部 名変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ①部署	市民福祉部 子育て支援課 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。)	こども部 子育て支援課	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(機構改革に伴う部 名変更)
令和5年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	×	子育て支援課長	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(機構改革に伴う部 名変更)
令和5年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 り扱いに関する問い合わせ 連絡先	市民福祉部 子育で支援課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15 号 TEL 0977-21-1427 mail:fas-hw@city.beppu.lgjp 教育部 学校教育課(公立幼稚園に係る事務に限る。) 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15 号 TEL 0977-21-1574 mail:sch-		事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(機構改革に伴う部 名変更)
令和6年8月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠		・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表127の項	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(番号法の一部改 正)
令和6年8月13日	1	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第2の主務	【情報照会】 番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁令/総務省令第9号)第 2条の表155の項 【情報提供】 行わない	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(番号法の一部改 正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月13日	1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)	子ども子育て支援システム、ぴったりサービス番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)中間サーバー 大分県電子申請システム	事後	規則第11条(重要な変更)に 当たらない(システムの追加)